

古泉財団研究費助成金
2025 年度助成対象者募集要項

1. 趣旨

古泉財団研究費助成金は、新潟県内の大学・研究機関に在籍する学生及び研究者の方が行う食に関する将来性のある研究活動を、経済的に支援することで、研究の萌芽を育て、これからの時代を牽引する人材育成に寄与することを目標としています。

古泉財団研究費助成金は、この目標実現のため、研究の緒に就いた方を積極的に支援し、学生及び若手研究者の方が、研究期間の初期に取り組む外部資金として位置付けます。

古泉財団研究費助成金は、研究の将来性と研究者自身の成長を重視するとともに、自由な発想に基づく新しい着眼点の発見を期待し、大学院生及び助教相当の職位の方並びに女性及び外国籍の方の申請を歓迎します。

研究の緒に就いた方が学術的意義の明確な研究計画を立案され、本助成金を受給することにより将来性のある研究を継続されていくことを期待します。

2. 助成対象

(1) 研究分野

食に関する将来性のある研究とし、具体的な研究分野を例示します。

①食料産業に関する研究

農・林・畜産・水産業、食品工業、資材供給業、飲食業、食品流通業について、法学・経済学・理工学・農学的見地からの研究

②食と健康に関する研究

食を通じた健康の維持や非常食について、医学・歯学・保健学・栄養学的見地からの研究

③食文化と食育に関する研究

食を生かした交流や健全な食生活の実践について、人文学・教育学の見地からの研究

(2) 研究者

新潟県内の大学・研究機関に在籍する研究の緒についての方とし、具体的な対象者を例示します。

対象者は、助成金の趣旨に合致する学術的意義が明確で具体的な研究計画を立案できる必要がありますが、現時点における研究のレベルや熟度は問わないものとします。

①大学院生の方

②教職員で助教相当の職位にあつて科研費等の外部資金の採択実績がない方

③学部4年生で指導教員の指導を受けることができる方

3. 種類及び規模

社会科学系助成及び自然科学系助成の2種類に分類され、個々の助成額は、次のとおりとします。

①社会科学系助成

1名あたり30万円を10名程度

②自然科学系助成

1名あたり50万円を10名程度

4. 助成の対象となる費用

本助成金は、助成対象者に帰属し、原則として、研究に直接必要な経費に充てるものとします。
但し、申請者が在籍する大学・研究機関の一般管理費は、経費として認められます。

5. 助成期間

助成期間は、原則として、1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とします。
助成金は、原則として、4月1日に助成対象者の方が指定する預金口座へ送金します。

6. 申請要件

①推薦

申請する研究課題について、在籍する大学・研究機関の長の推薦が得られること。

②件数

申請者1人につき1研究課題とします。

③前年度からの連続申請

本助成金は、前年度に引続き助成を受けることができます。
但し、新たに申請が必要となりますので、審査の結果、採用されない場合があります。

④他の助成金との併給

助成期間中に、同一又は類似内容の研究課題で他の民間からの助成を受けることができます。
他の助成を受ける予定がある場合は、研究費助成金交付申請書に明記してください。

7. 申請方法

申請に関する具体的な手順は、在籍する大学・研究機関の事務局ご担当者様へお問い合わせください。
各大学・研究機関事務局におかれましては、内部選考を通過し、大学・研究機関の長の推薦を得た方について、申請書類一式を古泉財団へ提出してください。

なお、申請区分（社会科学系・自然科学系）は、申請する研究内容による区分となりますので、研究内容を精査の上、推薦をお願いいたします。

【申請書類】

- | | | |
|------------------|---------|----|
| ①研究費助成候補者推薦書 | （様式第1号） | 1通 |
| ②研究費助成金交付申請書 | （様式第2号） | 1通 |
| ③個人情報の取扱いに関する同意書 | （様式第3号） | 1枚 |

8. 受付期間

原則として、10月1日から11月29日までとします。

9. 審査方法

推薦された方について、古泉財団審査委員会の審査を経て、代表理事が助成対象者を決定します。

10. 結果通知

採否の結果は、2月下旬までに、各大学・研究機関を經由して申請者へ通知します。

各大学事務局・研究機関事務局におかれましては、助成対象者として採用された方について、次の書類を遅滞なく古泉財団へ提出してください。

【提出書類】

- ・誓約書（様式第4号） 1枚

11. 報告

助成対象者の方は、1年間の研究成果について、成果報告書を提出頂きます。

学会発表、論文投稿などにより、研究成果の公表を行った場合は、可能な範囲で資料を添付してください。

各大学事務局・研究機関事務局におかれましては、助成期間終了後、5月31日までに、助成対象者の方の成果報告書及び助成金の使途が確認できる証憑等（助成金収支簿）を古泉財団へ提出してください。

【提出書類】

- ・研究成果報告書（様式第5号） 1通
- ・収支報告書（様式第6号） 1通（大学・研究機関において資金管理をした場合は省略可）
- ・論文等添付資料 一式（成果の公表を行った場合に添付）
- ・助成金の使途が確認できる証憑等 一式（大学・研究機関において資金管理をした場合は収支簿）

12. 成果の公表

成果報告書（収支報告書及び添付資料を除く）は、古泉財団の公式ウェブサイトに掲載し、公表します。

13. 返金等

本助成金は、次の何れかに該当するときは、助成金の一部又はすべての返金を求める場合があります。

- ①虚偽の申請又は報告をした場合
- ②成果報告等の提出がない場合
- ③研究費助成金に余剰が生じた場合
- ④その他、財団が不適切な行為・支出と認める事案が発生した場合